

鈴鹿市太陽光発電施設設置に関する
景観形成ガイドライン

鈴鹿市都市整備部 都市計画課

令和6年4月

1 目的

本市は、鈴鹿山脈をはじめとする多様な自然的景観など、多くの景観資源に恵まれ、こうした良好な景観の保全・創出に向けた基本的な方針等を定め、市民による主体的な景観づくりを支援していくことを目的とした景観に関する総合的な計画として、2010（平成22）年10月に鈴鹿市景観計画（以下「景観計画」という。）を策定し、運用しています。

一方、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの積極的活用は、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス排出量の削減のため、市の環境政策として推進すべきものの一つでもあります。

しかしながら、太陽光発電施設の無秩序な乱立は、良好な景観の大きな阻害要因として軽視できないものであると考えます。こうした中、太陽光発電施設の設置位置や方法等に関する基準を定めることにより事業者等との協議を円滑に進めることで太陽光発電施設を設置する際の良好な景観を確保することを本ガイドラインの目的とします。

2 対象とする行為

本ガイドラインの対象は、太陽光発電施設を設置する全ての行為です。

なお、太陽光発電施設の設置とあわせて、景観計画に定める届出対象行為が行われるものについては、景観法に基づく届出が必要となります。

3 太陽光発電施設の設置に関する基準

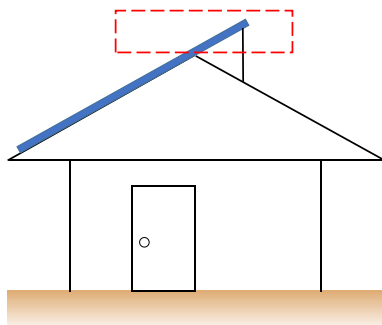
太陽光発電施設の設置においては、主に建築物の屋根に設置する方法と地上に設置する方法の2種類があります。施設の設置に当たっては、以下の項目を遵守し、いずれの設置方法においても、景観計画に定める景観形成基準へ適合するよう努めなければなりません。

□共通事項

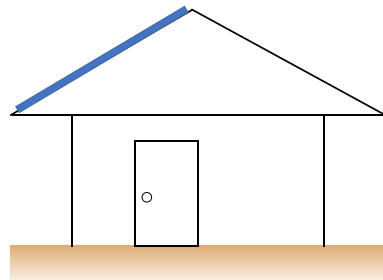
○位置
・反射光が周辺住宅等に影響を与えないようにする等、周辺環境へ配慮すること。
○形状等
・太陽光発電施設の最上部は出来る限り低くすること。 ・パネルの角度は出来る限り抑えること。 ・パネルは黒色又は濃紺色とし、光沢や反射が少なく、模様等が目立たないものとする。

□建築物の屋根に設置する場合

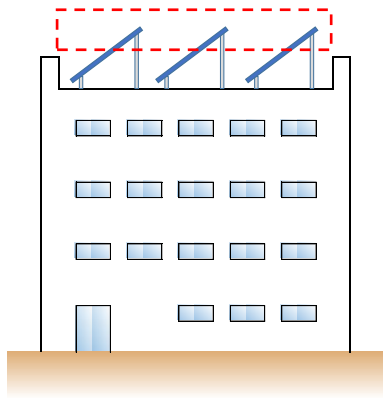
○形状等
・勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネル最上部が建築物の最上部を越えないようにすること。 ・陸屋根に設置する場合は、高さを抑えたり、ルーバー等で目立たないようにすること。



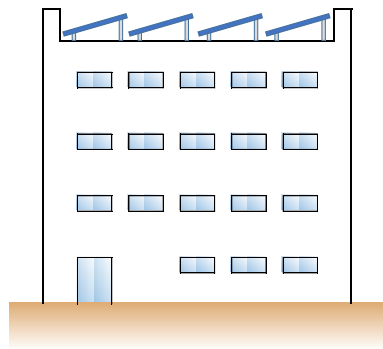
×好ましくない例



○好ましい例



×好ましくない例

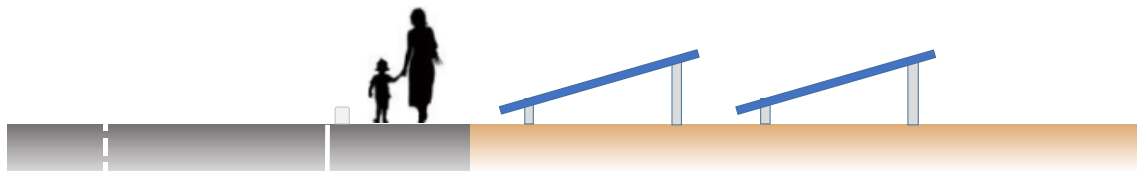


○好ましい例

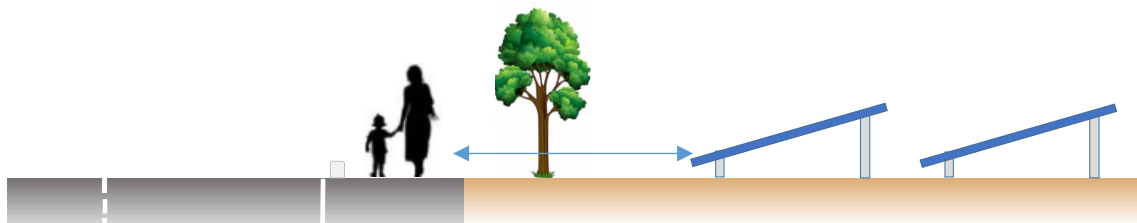
□地上に設置する場合

○位置
・敷地境界からできるだけ後退させ、圧迫感を軽減させること。 ・山林及び歴史的・文化的に価値の高い施設等の周辺に設置する際は、周辺の主な視点場から極力施設が見えないようにすること。
○形状等
・太陽光発電施設の最上部は2 m以下とする。営農型太陽光発電施設についてはこの限りではないが、営農に支障が出ない範囲において高さをできるだけ低く抑えることとする。

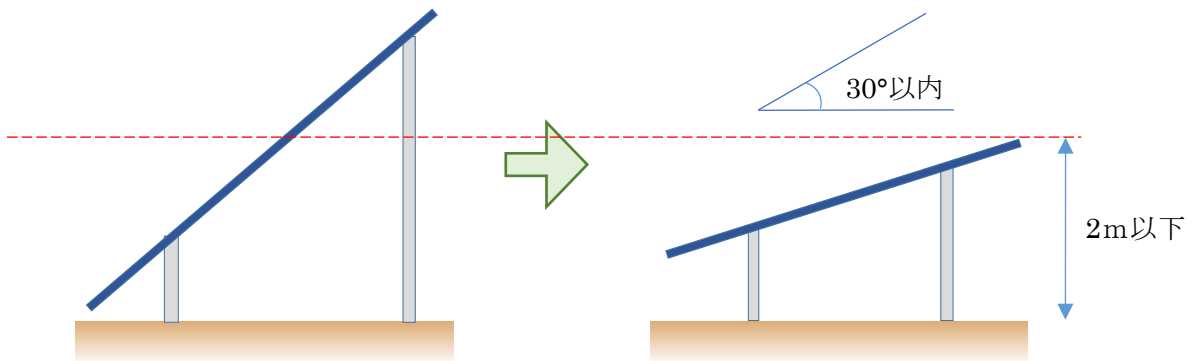
- ・太陽光パネルの角度は 30° 以内とすること。
- ・木竹の伐採を伴う場合は、伐採面積を最小限にし、極力地肌が見えないようにすること。
- ・太陽光パネルを分散させることにより、圧迫感を軽減させること。
- ・植栽や目隠しフェンスを配置するなど、道路等から見えにくくすること。
なお、フェンスを設ける際はその色彩は周辺景観になじむものとする。



×好ましくない例



○好ましい例



×好ましくない例

○好ましい例

4 太陽光発電施設の適切な維持管理等

太陽光発電施設を設置した後も、「3 太陽光発電施設の設置に関する基準」に定める事項を引き続き遵守していくことに加え、以下の項目を遵守し、良好な景観の維持に努めなければなりません。

○維持管理について
<ul style="list-style-type: none">・適切に施設の維持管理を行い、良好な景観を維持すること。・定期的な施設点検を行い、躯体等に経年劣化が認められる場合は、必要な処置を施すこと。・敷地内の除草・剪定等を適切に行ったり、防草シートを敷くことにより、不法投棄等の助長に繋がらないようにすること。
○事業終了後の対応について
<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電事業が終了したときは、関係法令を遵守し、適切に資機材の廃棄を行うこと。